

地方税法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

目次

○地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）……………1

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">改 正 前</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（政令附則第十一条第一項の特定貨物自動車中継輸送施設等）</p> <p>第六条 政令附則第十一条第一項 に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた特定貨物自動車中継輸送施設は、同項各号に掲げる要件に該当するものとして、国土交通大臣の定めるところにより地方運輸局長（運輸監理部の長を含む。）の証明がされた特定貨物自動車中継輸送施設とする。</p> <p>2 政令附則第十一条第一項第一号 に規定する総務省令で定める骨格材は、その肉厚が三ミリメートル以上の骨格材とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（政令附則第十一条第二項第一号の倉庫 等）</p> <p>第六条 政令附則第十一条第二項第一号に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた倉庫 は、同号 に掲げる要件に該当するものとして、国土交通大臣の定めるところにより地方運輸局長（運輸監理部の長を含む。）の証明がされた倉庫 とする。</p> <p>2 政令附則第十一条第二項第一号イに規定する総務省令で定める冷蔵品は、倉庫業法施行規則別表に掲げる第八類物品とし、同号に規定する総務省令で定める倉庫は、倉庫業法施行規則第三条の四第一項に規定する一類倉庫とする。</p> <p>3 政令附則第十一条第二項第一号ハに規定する総務省令で定める骨格材は、その肉厚が三ミリメートル以上の骨格材とする。</p> <p>4 政令附則第十一条第二項第一号ホ(2)に規定する装置で総務省令で定めるものは、貯蔵槽ごとに搬入する貨物の種類及び重量を自動的に指定する機能を有し、荷揚げ能力が毎時三百トン以上である装置とする。</p> <p>5 政令附則第十一条第二項第一号ホ(3)に規定する装置で総務省令で定めるものは、貯蔵槽ごとに搬出する貨物の種類及び重量を自動的に指定する機能を有する装置とする。</p>

6 政令附則第十一条第二項第一号ホ(5)に規定する総務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 次に掲げるシステムが導入されているものであること。

イ データ交換システム（荷主その他の関係者との間で商取引に関するデータを電子的に交換するシステムに限る。）

ロ 貨物保管場所管理システム（電子情報処理組織に基づき倉庫内における貨物の保管場所を特定するシステムに限る。）

二 貨物の搬出場所の前面に奥行き十五メートル以上の空地が設けられているものであること。

7 政令附則第十一条第二項第一号へ(4)及び同号ト(3)に規定する総務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 倉庫の一の階のいずれかの外壁面に貨物の搬出入場所が技術的に可能な範囲で設けられているものであること。

二 前号に規定する貨物の搬出入場所から奥行き五メートル以上の荷さばきの用に供する空間が倉庫内に設けられているものであること。

三 第一号に規定する貨物の搬出入場所の前面に奥行き十五メートル以上の空地が設けられているものであること。

四 倉庫に併設して流通加工の用に供する空間が設けられているものであること。

五 前項第一号に掲げる要件に該当するものであること。

六 次に掲げるもののいずれかを有するものであること。

イ 無人搬送車（自動的に走行し、貨物を搬送する機能を有する車両であつて、日本産業規格（産業標準化法第二十条第一項に規定する

日本産業規格をいう。) D六八〇一に規定された搬送、移載及び自動走行方式に適合するものをいう。)

ロ 自動化保管装置(貨物保管場所管理システムと連動して貨物の出し入れを自動的に行う装置であつて、地震の影響を軽減する機能を有するものをいう。)

ハ 高度荷さばき装置(労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)第三十六条第三十一号に規定する産業用ロボットであつて貨物の荷さばきを行うもの又は作業員が行う荷さばきを補助する装置であつて貨物の保管場所及び品名、数量等の情報を表示し、若しくは音声により通知するものをいう。)

ニ 自動検品システム(スキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。))又は無線設備により読み取つた貨物の品名、数量等の情報と当該貨物の出入庫に係る荷主からの指図の内容又は帳簿上の在庫の情報とを照合するシステムをいう。)

8| 政令附則第十一条第二項第二号に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた倉庫は、同号に掲げる要件に該当するものとして、国土交通大臣の定めるところにより地方運輸局長(運輸監理部の長を含む。))の証明がされた倉庫とする。

9| 政令附則第十一条第三項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた機械又は設備は、同項各号に掲げる機械又は設備のいずれかに該当するものであることについて国土交通大臣の定めるところにより地方運輸局長(運輸監理部の長を含む。))の証明がされた機械又は設備とする。

3| 政令附則第十一条第二項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた構築物 は、同項に規定する 構築物 に該当するものであることについて国土交通大臣の定めるところにより地方運輸局長(運輸監理部の長を含む。))の証明がされた構築物とする。

10] 政令附則第十一条第三項第一号に掲げる貨物の搬入及び搬出の円滑化を図るための情報処理システムとして総務省令で定めるものは、政令附則第十一条第二項各号に掲げる倉庫における貨物の搬入及び搬出の状況に係る情報並びに当該情報を利用して貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三十九条第一号に規定する貨物自動車運送事業者が提供する当該倉庫に到着する予定時刻に係る情報を管理するシステムとする。

11] 政令附則第十一条第三項第一号及び第二号に規定する総務省令で定める基準は、次の表の上欄に掲げる機械設備の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める基準とする。

機械設備の種類	基準
一 到着時刻表示装置	映像面の最大径が三十八センチメートル以上の表示器又は政令附則第十一条第二項各号に掲げる倉庫内の作業に従事する者の携帯用の表示器であること。
二 特定搬出用自動運搬装置	貯蔵槽ごとに搬出する貨物の種類及び重量を自動的に指定する機能を有し、かつ、搬出能力が毎時百トン以上であつて、自動検量装置（貨物の重量を自動的に計量する装置をいう。）が取り付けられたものであること。

12] 政令附則第十一条第三項第三号に規定する総務省令で定める機能は、次に掲げる機能とする。

一 貨物の運送の用に供する自動車に係る自動車登録番号標を撮影し、

4| 略

5| 法附則第十五条第二項第二号に規定する総務省令で定めるごみ処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第五条第一項に規定するごみ処理施設（焼却装置、溶融装置、破碎装置及び圧縮装置並びにこれらに附属する搬送装置、貯溜装置、汚水処理装置、ばい煙処理装置、押込装置、梱包成型装置、電動機、ポンプ、配管、計測器、破碎装置（溶融装置に附属するものに限る。）、集じん装置その他の附属設備で廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項の許可に係るもの（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成九年政令第二百六十九号。第七項）において「廃掃法改正令」という。）附則第二条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）（ボイラー、温水発生器、蓄熱式熱交換器、選別装置、梱包装置、乾燥装置、発酵槽又は反応槽（熱回収又は再生利用の用に供するものに限る。）を有するものに限る。）及び同法第九条の八第一項の認定（同条第六項の変更の認定を含む。）に係るものに限る。）とする。

6| 13| 略

14| 政令附則第十一条第五項に規定する総務省令で定める償却資産は、緊急地震速報受信装置及び緊急遮断装置を同時に設置する場合のこれらの

13| 略

当該自動車に係る情報を取得する機能
二| 官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第二項に規定する人工知能関連技術を活用した情報システムにより前号の情報の解析を行う機能
三| 赤外線投光機能

14| 法附則第十五条第二項第二号に規定する総務省令で定めるごみ処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第五条第一項に規定するごみ処理施設（焼却装置、溶融装置、破碎装置及び圧縮装置並びにこれらに附属する搬送装置、貯溜装置、汚水処理装置、ばい煙処理装置、押込装置、梱包成型装置、電動機、ポンプ、配管、計測器、破碎装置（溶融装置に附属するものに限る。）、集じん装置その他の附属設備で廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項の許可に係るもの（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成九年政令第二百六十九号。第十六項）において「廃掃法改正令」という。）附則第二条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）（ボイラー、温水発生器、蓄熱式熱交換器、選別装置、梱包装置、乾燥装置、発酵槽又は反応槽（熱回収又は再生利用の用に供するものに限る。）を有するものに限る。）及び同法第九条の八第一項の認定（同条第六項の変更の認定を含む。）に係るものに限る。）とする。

15| 22| 略

23| 政令附則第十一条第七項に規定する総務省令で定める償却資産は、緊急地震速報受信装置及び緊急遮断装置を同時に設置する場合のこれらの

ものその他の内閣総理大臣が定める償却資産とする。

- 15| 政令附則第十一条第六項に規定する電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものに水素を充填するための設備で総務省令で定めるものは、水素ガス圧縮機又は液体水素圧縮機、ディスプレイを同時に設置する場合のこれらの設備（当該設備と同時に設置する専用の制御装置、サクシヨンスナツパー、蓄圧器、ガス圧縮機用冷却・加温装置、計装空気圧縮機、冷却散水ポンプ、貯水槽、水素受入装置、水素製造原料受入装置、貯槽、水素払出装置、水素製造原料払出装置、気化器、付臭装置、自然蒸発水素処理設備、水素発生設備、水素精製設備、水素放散処理設備、不活性ガス設備、障壁、防火壁、万代堀、ガス検知器、キャノピー又は配管を含む。）とする。

- 16| 略
- 17| 政令附則第十一条第六項に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一及び二 略

18| 及び19| 略

- 20| 政令附則第十一条第十一項に規定する地域住民の生活に必要な輸送の需要に応ずる鉄道又は軌道に係る事業を営む者として総務省令で定めるものは、鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者（以下この項において「鉄道事業者」という。）又は軌道法第四条に規定する軌道経営者（以下この項において「鉄道事業者等」という。）で次に掲げるもの以外のものとする。

ものその他の内閣総理大臣が定める償却資産とする。

- 24| 政令附則第十一条第八項に規定する電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものに水素を充填するための設備で総務省令で定めるものは、水素ガス圧縮機又は液体水素圧縮機、ディスプレイを同時に設置する場合のこれらの設備（当該設備と同時に設置する専用の制御装置、サクシヨンスナツパー、蓄圧器、ガス圧縮機用冷却・加温装置、計装空気圧縮機、冷却散水ポンプ、貯水槽、水素受入装置、水素製造原料受入装置、貯槽、水素払出装置、水素製造原料払出装置、気化器、付臭装置、自然蒸発水素処理設備、水素発生設備、水素精製設備、水素放散処理設備、不活性ガス設備、障壁、防火壁、万代堀、ガス検知器、キャノピー又は配管を含む。）とする。

- 25| 略
- 26| 政令附則第十一条第八項に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一及び二 略

27| 及び28| 略

- 29| 政令附則第十一条第十三項に規定する地域住民の生活に必要な輸送の需要に応ずる鉄道又は軌道に係る事業を営む者として総務省令で定めるものは、鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者（以下この項において「鉄道事業者」という。）又は軌道法第四条に規定する軌道経営者（以下この項において「鉄道事業者等」という。）で次に掲げるもの以外のものとする。

一〇五 略

21) 〽 23) 略

24) 政令附則第十一条第十二項に規定する利用者の利便の向上に資するもの又はエネルギーの使用の合理化に資するものとして総務省令で定める車両は、次の各号に掲げる車両のいずれかであることについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた車両とする。

一及び二 略

25) 略

26) 政令附則第十一条第十四項第二号に規定する総務省令で定める家屋及び償却資産は、次に掲げる家屋及び償却資産とする。

一〽三 略

27) 政令附則第十一条第十四項第三号に規定する総務省令で定める家屋及び償却資産は、水道の用に供するダムにより貯留されている水の当該ダム所在の市町村の区域内における供給に係る部分（当該家屋及び償却資産の価格に当該供給される水の量の当該ダムにより水道に供給されている水の量に対する割合を乗じて得た額に係るものとして区分された家屋及び償却資産をいう。）とする。

28) 政令附則第十一条第十五項第一号に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた認定事業は、当該認定事業（同号に規定する認定事業をいう。以下この項において同じ。）が施行される同号に規定する都市再生緊急整備地域内において当該認定事業の事業区域に隣接し、又は近接してこれと一体的に他の都市開発事業（同号に規定する他の都市開発事業をいう。以下この項において同じ。）が施行され、又は施行され

一〇五 略

30) 〽 32) 略

33) 政令附則第十一条第十四項に規定する利用者の利便の向上に資するもの又はエネルギーの使用の合理化に資するものとして総務省令で定める車両は、次の各号に掲げる車両のいずれかであることについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた車両とする。

一及び二 略

34) 略

35) 政令附則第十一条第十六項第二号に規定する総務省令で定める家屋及び償却資産は、次に掲げる家屋及び償却資産とする。

一〽三 略

36) 政令附則第十一条第十六項第三号に規定する総務省令で定める家屋及び償却資産は、水道の用に供するダムにより貯留されている水の当該ダム所在の市町村の区域内における供給に係る部分（当該家屋及び償却資産の価格に当該供給される水の量の当該ダムにより水道に供給されている水の量に対する割合を乗じて得た額に係るものとして区分された家屋及び償却資産をいう。）とする。

37) 政令附則第十一条第十七項第一号に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた認定事業は、当該認定事業（同号に規定する認定事業をいう。以下この項において同じ。）が施行される同号に規定する都市再生緊急整備地域内において当該認定事業の事業区域に隣接し、又は近接してこれと一体的に他の都市開発事業（同号に規定する他の都市開発事業をいう。以下この項において同じ。）が施行され、又は施行され

ることが確実であると見込まれ、かつ、当該認定事業及び当該他の都市開発事業の事業区域の面積の合計が一ヘクタール以上となることについて、国土交通大臣の証明がされたものとする。

29| 政令附則第十一条第十六項に規定する都市の居住者の利便の向上に資する施設で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるもの（その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのあるものを除く。）であつて、都市の居住者の利便の向上に資するものであることにつき

国土交通大臣の証明を受けたものとする。

一及び二 略

30| 及び31| 略

32| 法附則第十五条第十七項第一号に規定する木竹を原材料として製造される燃料を製造するための設備は、木質固形燃料製造設備（農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令

（平成二十年政令第二百九十六号。第三十六項において「利用促進法施行令」という。）第二条第二号に掲げる木竹に由来する農林漁業有機物資源を破碎することにより均質にし、乾燥し、かつ、一定の形状に圧縮成形したものを製造するもので、破碎機、乾燥機及び圧縮成形装置を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の原料受入・供給装置、選別機、篩分機、集じん装置、自動調整装置、冷却装置、貯蔵装置、搬送装置、出荷装置、送風機又は配管を含む。）のうち租税特別措置法第十条第八項第六号に規定する中小事業者又は同法第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者が新設したものとする。

ることが確実であると見込まれ、かつ、当該認定事業及び当該他の都市開発事業の事業区域の面積の合計が一ヘクタール以上となることについて、国土交通大臣の証明がされたものとする。

38| 政令附則第十一条第十八項に規定する都市の居住者の利便の向上に資する施設で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるもの（その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのあるものを除く。）であつて、都市の居住者の利便の向上に資するものであることにつき

国土交通大臣の証明を受けたものとする。

一及び二 略

39| 及び40| 略

41| 法附則第十五条第十七項第一号に規定する木竹を原材料として製造される燃料を製造するための設備は、木質固形燃料製造設備（農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令

（平成二十年政令第二百九十六号。第四十五項において「利用促進法施行令」という。）第二条第二号に掲げる木竹に由来する農林漁業有機物資源を破碎することにより均質にし、乾燥し、かつ、一定の形状に圧縮成形したものを製造するもので、破碎機、乾燥機及び圧縮成形装置を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の原料受入・供給装置、選別機、篩分機、集じん装置、自動調整装置、冷却装置、貯蔵装置、搬送装置、出荷装置、送風機又は配管を含む。）のうち租税特別措置法第十条第八項第六号に規定する中小事業者又は同法第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者が新設したものとする。

- 33) 略
- 36) 略
- 37) 政令附則第十一条第二十一項に規定する総務省令で定める施設は、飲食店、喫茶店及び物品販売施設並びに駐車施設とする。
- 38) 政令附則第十一条第二十二項に規定する総務省令で定める要件は、次の各号の全てに該当することとする。
- 一 一 三 略
- 39) 政令附則第十一条第二十三項に規定する総務省令で定める要件は、係留施設等のうち、岸壁の長さが二百四十メートル以上で当該岸壁の前面の泊地の水深が十二メートル以上であり、かつ、敷地面積の合計が六万平方メートル以上であることとする。
- 40) 略
- 41) 政令附則第十一条第二十四項に規定する津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な工作物で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当することについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた工作物とする。
- 一 一 三 略
- 42) 略
- 43) 政令附則第十一条第二十五項に規定する総務省令で定める設備は、次に掲げる設備とする。
- 一 一 六 略
- 44) 政令附則第十一条第二十六項第二号に規定するプラットホームからの転落を防止するための設備で総務省令で定めるものは、ホームドア及び可動式ホーム柵（これらと併せて設置する列車定点停止装置を含む。）
- 42) 略
- 45) 略
- 46) 政令附則第十一条第二十三項に規定する総務省令で定める施設は、飲食店、喫茶店及び物品販売施設並びに駐車施設とする。
- 47) 政令附則第十一条第二十四項に規定する総務省令で定める要件は、次の各号の全てに該当することとする。
- 一 一 三 略
- 48) 政令附則第十一条第二十五項に規定する総務省令で定める要件は、係留施設等のうち、岸壁の長さが二百四十メートル以上で当該岸壁の前面の泊地の水深が十二メートル以上であり、かつ、敷地面積の合計が六万平方メートル以上であることとする。
- 49) 略
- 50) 政令附則第十一条第二十六項に規定する津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な工作物で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当することについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた工作物とする。
- 一 一 三 略
- 51) 略
- 52) 政令附則第十一条第二十七項に規定する総務省令で定める設備は、次に掲げる設備とする。
- 一 一 六 略
- 53) 政令附則第十一条第二十八項第二号に規定するプラットホームからの転落を防止するための設備で総務省令で定めるものは、ホームドア及び可動式ホーム柵（これらと併せて設置する列車定点停止装置を含む。）

とする。

45| 政令附則第十一条第二十七項に規定する停車場建物及び旅客用通路に係る家屋で総務省令で定めるものは、同条第二十六項第一号に掲げる事業が実施された停車場建物及び旅客用通路に係る家屋の当該事業実施後の床面積から当該事業実施前の床面積を控除した床面積に相当する部分とする。

46| 55| 略

56| 政令附則第十一条第三十項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた協定特定港湾施設は、同項に規定する基準に適合することにつき国土交通大臣の証明がされたものとする。

57| 政令附則第十一条第三十二項第六号に規定する総務省令で定める道路は、次の各号に掲げるものとする。

一及び二 略

58| 法附則第十五条第二十九項に規定する地下ケーブルその他の総務省令で定める設備は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

<p>一 政令附則第十一条第三十項第一号に規定する一般送配電事業者又は配電事業者</p>	<p>管路、ケーブル、引込線、変圧器、保安開閉装置及び電話ケーブル</p>
--	---------------------------------------

とする。

54| 政令附則第十一条第二十九項に規定する停車場建物及び旅客用通路に係る家屋で総務省令で定めるものは、同条第二十八項第一号に掲げる事業が実施された停車場建物及び旅客用通路に係る家屋の当該事業実施後の床面積から当該事業実施前の床面積を控除した床面積に相当する部分とする。

55| 64| 略

65| 政令附則第十一条第三十二項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた協定特定港湾施設は、同項に規定する基準に適合することにつき国土交通大臣の証明がされたものとする。

66| 政令附則第十一条第三十四項第六号に規定する総務省令で定める道路は、次の各号に掲げるものとする。

一及び二 略

67| 法附則第十五条第二十九項に規定する地下ケーブルその他の総務省令で定める設備は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

<p>一 政令附則第十一条第三十三項第一号に規定する一般送配電事業者又は配電事業者</p>	<p>管路、ケーブル、引込線、変圧器、保安開閉装置及び電話ケーブル</p>
---	---------------------------------------

<p>二 政令附則第三十一條第三十 一項第二号に 規定する電気 通信事業者</p>	<p>市内線路設備、市外線路設備及びこれらを収容し、又は保護するための土木設備</p>
<p>三 政令附則第三十一條第三十 一項第三号に 規定する事業 者</p>	<p>ケーブル、中継増幅器、分岐器、分配器、電源供給器及びこれらを収容し、又は保護するための設備</p>

59) 略

60) 政令附則第三十一條第三十三項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた土地は、当該土地（当該土地と一体として管理又は使用されている土地を含む。）が同項第一号及び第二号に規定する要件のいずれにも該当することにつき国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により市町村長の証明がされた土地とする。

61) 政令附則第三十一條第三十三項第一号に規定する総務省令で定める用途は、次に掲げる用途以外の用途とする。

一 一十一 略

62) 政令附則第三十一條第三十三項第二号に規定する総務省令で定める要件は、次に掲げる要件のいずれかに該当することとする。

一 一五 略

63) 政令附則第三十一條第三十七項に規定する総務省令で定める機械及び装

<p>二 政令附則第三十一條第三十 三項第二号に 規定する電気 通信事業者</p>	<p>市内線路設備、市外線路設備及びこれらを収容し、又は保護するための土木設備</p>
<p>三 政令附則第三十一條第三十 三項第三号に 規定する事業 者</p>	<p>ケーブル、中継増幅器、分岐器、分配器、電源供給器及びこれらを収容し、又は保護するための設備</p>

68) 略

69) 政令附則第三十一條第三十五項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた土地は、当該土地（当該土地と一体として管理又は使用されている土地を含む。）が同項第一号及び第二号に規定する要件のいずれにも該当することにつき国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により市町村長の証明がされた土地とする。

70) 政令附則第三十一條第三十五項第一号に規定する総務省令で定める用途は、次に掲げる用途以外の用途とする。

一 一十一 略

71) 政令附則第三十一條第三十五項第二号に規定する総務省令で定める要件は、次に掲げる要件のいずれかに該当することとする。

一 一五 略

72) 政令附則第三十一條第三十九項に規定する総務省令で定める機械及び装

置は、集会施設、研修施設、託児施設、生活改善センター、農作業管理
休養施設、農業者等健康増進施設、地域休養施設又は生活安全保護施設
において農林漁業者の共同利用に供する機械及び装置とする。

64| 政令附則第十一条第三十七項に規定する総務省令で定めるところによ
り計算した取得価額は、次の各号に掲げる機械及び装置の区分に応じ、
当該各号に定める金額とする。

一及び二 略

65| 政令附則第十一条第三十八項に規定する総務省令で定める法人は、一
般社団法人（市町村が社員となつていてるもの）でその有する議決権（その
社員のうちに農業協同組合が含まれていてる場合には、当該農業協同組合
の有する議決権を含む。）の数が議決権の総数の過半を占めるものに限
る。）又は一般財団法人（市町村が基本財産の拠出者となつていてるもの
でその拠出した基本財産（その基本財産の拠出者のうちに農業協同組合
が含まれていてる場合には、当該農業協同組合の拠出した基本財産を含む
。）の額が基本財産の総額の過半を占めるものに限る。）とする。

66| 政令附則第十一条第三十九項第一号に規定する総務省令で定めるところ
により計算した取得価額は、次の各号に掲げる機械装置等の区分に応
じ、当該各号に定める金額とする。

一及び二 略

67| 及び 68| 略

69| 政令附則第十一条第四十項に規定する固定資産で総務省令で定める
ものは、次の各号に掲げる固定資産のいずれかであることについて国土
交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により市町村長の証明がされ

置は、集会施設、研修施設、託児施設、生活改善センター、農作業管理
休養施設、農業者等健康増進施設、地域休養施設又は生活安全保護施設
において農林漁業者の共同利用に供する機械及び装置とする。

73| 政令附則第十一条第三十九項に規定する総務省令で定めるところによ
り計算した取得価額は、次の各号に掲げる機械及び装置の区分に応じ、
当該各号に定める金額とする。

一及び二 略

74| 政令附則第十一条第四十項に規定する総務省令で定める法人は、一
般社団法人（市町村が社員となつていてるもの）でその有する議決権（その
社員のうちに農業協同組合が含まれていてる場合には、当該農業協同組合
の有する議決権を含む。）の数が議決権の総数の過半を占めるものに限
る。）又は一般財団法人（市町村が基本財産の拠出者となつていてるもの
でその拠出した基本財産（その基本財産の拠出者のうちに農業協同組合
が含まれていてる場合には、当該農業協同組合の拠出した基本財産を含む
。）の額が基本財産の総額の過半を占めるものに限る。）とする。

75| 政令附則第十一条第四十一項第一号に規定する総務省令で定めるところ
により計算した取得価額は、次の各号に掲げる機械装置等の区分に応
じ、当該各号に定める金額とする。

一及び二 略

76| 及び 77| 略

78| 政令附則第十一条第四十二項に規定する固定資産で総務省令で定める
ものは、次の各号に掲げる固定資産のいずれかであることについて国土
交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により市町村長の証明がされ

た固定資産とする。

一 三 略

70| 略

71| 政令附則第十一条第四十一項に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる償却資産の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 及び二 略

72| 政令附則第十一条第四十二項に規定する総務省令で定める事業は、次に掲げる要件のいずれにも該当することについて国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により市町村長の証明がされた事業とする。

一 当該事業が行われる政令附則第十一条第四十二項に規定する都市機能誘導区域（次項第二号イにおいて「都市機能誘導区域」という。）内において十以上の自転車駐車場を用いて行うものであること。

二 略

73| 77| 略

78| 政令附則第十一条第四十三項に規定する総務省令で定めるときは、次に掲げる事項のいずれかについて変更するときとする。

一 略

二 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第五十二条第三項第一号及び第二号に掲げる事項（政令附則第十一条第四十三項に規定する先端設備等導入計画を最初に提出した日の属する事業年度が令和六年度であつて、同項に規定する雇用者給与等支給増加割合の算出につき当該提出した日の属する事業年度の翌事業年度の雇用者給与等

た固定資産とする。

一 三 略

79| 略

80| 政令附則第十一条第四十三項に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる償却資産の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 及び二 略

81| 政令附則第十一条第四十四項に規定する総務省令で定める事業は、次に掲げる要件のいずれにも該当することについて国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により市町村長の証明がされた事業とする。

一 当該事業が行われる政令附則第十一条第四十四項に規定する都市機能誘導区域（次項第二号イにおいて「都市機能誘導区域」という。）内において十以上の自転車駐車場を用いて行うものであること。

二 略

82| 86| 略

87| 政令附則第十一条第四十五項に規定する総務省令で定めるときは、次に掲げる事項のいずれかについて変更するときとする。

一 略

二 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第五十二条第三項第一号及び第二号に掲げる事項（政令附則第十一条第四十五項に規定する先端設備等導入計画を最初に提出した日の属する事業年度が令和六年度であつて、同項に規定する雇用者給与等支給増加割合の算出につき当該提出した日の属する事業年度の翌事業年度の雇用者給与等

- 支給額を用いた当該計画に記載されたものに限る。)
- 79| 政令附則第十一条第四十三項に規定する総務省令で定める日は、中小企業等経営強化法施行規則第二十六条第一項の規定により同項に規定する申請書を提出した日とする。
- 80| 政令附則第十一条第四十四項に規定する総務省令で定める機械装置等は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。
一及び二 略
- 81| 政令附則第十一条第四十四項第一号に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる固定資産の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。
一及び二 略
- 82| 政令附則第十一条第四十五項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
一及び二 略
- 83| 略
- 84| 政令附則第十一条第四十七項第一号に規定する土地で総務省令で定めるものは、同条第四十八項に規定する設備を設置するための台の水平投影面積に相当する土地とする。
- 85| 政令附則第十一条第四十七項第二号に規定する電気自動車充電に際して駐車するため必要な土地として総務省令で定めるものは、次項に規定する充電設備により同時に充電することができる電気自動車（法附則第十五条第四十四項に規定する電気自動車をいう。次項において同じ。）の台数に三十八平方メートルを乗じて得た面積（当該面積が実際に要
- 支給額を用いた当該計画に記載されたものに限る。)
- 88| 政令附則第十一条第四十五項に規定する総務省令で定める日は、中小企業等経営強化法施行規則第二十六条第一項の規定により同項に規定する申請書を提出した日とする。
- 89| 政令附則第十一条第四十六項に規定する総務省令で定める機械装置等は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。
一及び二 略
- 90| 政令附則第十一条第四十六項第一号に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる固定資産の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。
一及び二 略
- 91| 政令附則第十一条第四十七項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
一及び二 略
- 92| 略
- 93| 政令附則第十一条第四十九項第一号に規定する土地で総務省令で定めるものは、同条第五十項に規定する設備を設置するための台の水平投影面積に相当する土地とする。
- 94| 政令附則第十一条第四十九項第二号に規定する電気自動車充電に際して駐車するため必要な土地として総務省令で定めるものは、次項に規定する充電設備により同時に充電することができる電気自動車（法附則第十五条第四十四項に規定する電気自動車をいう。次項において同じ。）の台数に三十八平方メートルを乗じて得た面積（当該面積が実際に要

した面積と著しく異なる場合にあつては、市町村長が調査した面積）に相当する土地（当該土地が同条第四十四項に規定する者が有料で借り受けたものである場合にあつては、当該土地が同項の規定の適用を受けたことにより減少した当該土地に係る固定資産税額及び都市計画税額に相当する額がその賃料から減額されていることにつき国土交通大臣の証明を受けたものに限る。）とする。

86| 政令附則第十一条第四十八項に規定する償却資産で総務省令で定めるものは、電気自動車に動力源として用いる電気を充電するための充電設備及び変電設備（当該充電設備及び当該変電設備が法附則第十五条第四十四項に規定する者が有料で借り受けたものである場合にあつては、当該充電設備及び当該変電設備が同項の規定の適用を受けたことにより減少した当該充電設備及び当該変電設備に係る固定資産税額に相当する額がその賃料から減額されていることにつき国土交通大臣の証明を受けたものに限る。）とする。

87| 略

した面積と著しく異なる場合にあつては、市町村長が調査した面積）に相当する土地（当該土地が同条第四十四項に規定する者が有料で借り受けたものである場合にあつては、当該土地が同項の規定の適用を受けたことにより減少した当該土地に係る固定資産税額及び都市計画税額に相当する額がその賃料から減額されていることにつき国土交通大臣の証明を受けたものに限る。）とする。

95| 政令附則第十一条第五十項に規定する償却資産で総務省令で定めるものは、電気自動車に動力源として用いる電気を充電するための充電設備及び変電設備（当該充電設備及び当該変電設備が法附則第十五条第四十四項に規定する者が有料で借り受けたものである場合にあつては、当該充電設備及び当該変電設備が同項の規定の適用を受けたことにより減少した当該充電設備及び当該変電設備に係る固定資産税額に相当する額がその賃料から減額されていることにつき国土交通大臣の証明を受けたものに限る。）とする。

96| 略